

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（令和6年3月26日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和6年5月14日

山形市監査委員 玉田芳和
同 村山秀幸
同 浅野弥史

(様式)

総 第 7 号

令和6年4月23日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

財政援助団体等監査結果についての措置状況（通知）

令和6年3月26日付けで通知のあった財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

団体名及び 所管部課名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
山形市国際 交流協会	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
総務部国際 交流センタ ー	1 金券の保管状況において、次のようなものがあった。（山形市国際交流協会） (1) 切手、はがき及び駐車券の管理において、保管枚数が受払簿の残枚数と一致していないもの (2) 駐車券の管理において、駐車券受払簿の使用枚数と残枚数が正しく記載されていないもの (3) 駐車券の管理において、在庫枚数が多いにもかかわらず購入し、在庫枚数が著しく多くなっているもの	1 (1)及び(2) 令和6年3月末時点での正確な残枚数を把握し、誤記入を防ぐため受払簿の様式を改めるよう指導しました。 今後は、使用者による受払簿への適切な記入の徹底と、担当者及び事務局次長が毎月末に在庫枚数の確認の後、事務局長が最終確認を行うよう指導しました。 (3) 今後は適切な在庫管理となるよう指導しました。